令和３年８月

# 大木町農業委員会総会

# 議　事　録

令和３年８月作成

# 令和３年８月大木町農業委員会
# 総会議事録

1．開催日時　　令和３年８月７日（火）　午前９時 30 分から

2．開催場所　　大木町役場　３階　大会議室

3．総会構成員現在総数　18 名

4．出席委員　　（１６名）

２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

5．欠席委員　（２名）

１番　荒巻　明子
１０番　熊本　森行

6．農業委員会事務局職員

事務局長　　廣松　栄治
主　　幹　　鶴岡　寛士
書　　記　　北原　俊佑

## 7．議事内容

1．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について

２）農地法第５条第１項の許可申請について

３）大木町農用地利用集積計画に決定について

## 8．会議の概要

| | |
|---|---|
| 議　長 | 定刻になりましたので、始めたいと思います。<br>皆さん、おはようございます。オリンピックも色々問題がありましたけれど、無観客で無事終わりました。<br>ただ、８月に入って３５度前後の高温が続いて非常に農作業についても厳しい状況の気温が続きましたが、昨日辺りから少し温度が下がり始めたので、健康管理には気をつけていただきたいと思います。<br>また、コロナも先月から少し収束するかなと思っていましたが、さらに最悪な状況になっているということで、福岡県下でも７００人を超すような患者が出ているということです。<br>ワクチン接種はされていると思いますが、更に健康管理に気をつけていただきたいと思います。<br>本日欠席の届けが出ております。1 番委員の荒巻委員、10 番委員の熊本委員より欠席の届けが出ておりますのでご報告いたします。<br>それでは大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告いたします。<br>では只今より、８月の農業委員会総会を開催いたします。<br>携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願いします。<br>本日の議事録署名人を（9 番委員）北原委員、（10 番委員）の熊本委員が欠席の為、（11 番委員）松永委員にお願いしたいと思います。<br>それでは、議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。 |
| 事務局 | （　朗読説明「省略」　） |

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので質疑を終わります。議案第１号の通知を終わります。
　次に、議案第２号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題とします。
　整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の北原委員の意見をお願いします。

北原委員　　８月５日に事務局と熊本委員と現地調査に行きました。
該当地につきましては、現在は半放棄地のようになっておりまして、フェンスをするという事で真砂土をひかれるということですが、隣の田園への流出等はないと思いますし、排水もきちんと計画をしてあります。隣の水田に関しても、持ち主との交渉も完了しているということですので、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　つづきまして、地元委員の石橋委員の意見をお願いします。

石橋委員　　７月１９日に〇〇保育園の園長先生がお見えになり、内容の説明を受けました。先ほど、事務局及び現地調査委員より説明がありましたとおり、申請地は保育園の道を挟んで東側で周囲の営農への影響はないと思われ、排水についても北側は保育園の側溝へ、南側はクリークに放流するということですので、何ら問題ないと思います。審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。それでは質疑に入ります。
皆さんのご意見をお願いします。

松永委員　　いいですか？

議　長　　はい。松永委員。

松永委員　　対価の支払についてですが、推進機構から借りるということになるので、推進機構にお金を払うということになるのですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　中間管理機構の仕組みから説明したいと思います。
借り手と貸し手の間に、推進機構という県知事より認可された組織がありまして、貸し手から推進機構へ農地を貸し付けます。それから推進機構から借り手の担い手へ農地を貸し付ける仕組みになっています。地代などの支払は推進機構から担い手のほうにお金を請求して、そのお金を貸し手へ支払うという仕組みになっております。

議　長　　もう少し説明が必要ですか？
ホワイトボードを使って説明したいと思います。

事務局　　（　詳細説明　）

議　長　　今説明があった分、ご理解できますか？
　牟田口委員どうぞ。

牟田口委員　　たとえば貸し手借り手が金額を上げたい、下げたいとかあった場合は、推進機構が計らうのかということと、対価金額に違いがあるのはなぜですか？

議　長　　事務局お願いします。

事務局　　まず、途中で金額を変えることができるかどうかということですけれど、災害があったときなど以外は基本的には変更できません。
　契約行為になりますので、途中で変わるというのは原則的にありません。ただ、災害とかそういった場合はお互いの協議のもとに変更するということはありえます。
　対価額については、借り手と貸し手の協議の上での金額になっておりまして、地域の標準価格の設定はありますが、これ以上になっても問題はなく、土地によって上がったり下がったりする場合があります。

議　長　　牟田口委員よろしいですか？

牟田口委員　　はい。

議　長　　他に質問はありませんか？私のほうから質問をいいですか？
　機構に土地を申請する場合に無償で使用貸借ということでという事もあるかと思いますが、その場合でも機構は受けてもらえるのでしょうか？

事務局　　使用貸借でも中間管理機構で受けてもらえます。
　通常通り手続きをしてもらって、使用貸借で契約することになります。

| | |
|---|---|
| 議　長 | いいですか？<br>次の総会で推進機構についての説明資料をお渡ししたいと思います。<br>それでは意見もないようですので質疑を終わります。採決いたします。<br>議案第３号を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 |
| 各委員 | （　全員挙手　） |
| 議　長 | 賛成多数と認め議案第３号を承認することを決定いたします。<br>以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。有難うございました。 |